



平成 22 年 1 月 19 日

各 位

会 社 名 日本トイザラス株式会社  
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者 (CEO)  
モニカ・メルツ  
(JASDAQ・コード 7645)  
問合せ先 代表取締役副社長兼最高財務責任者 (CFO)  
石橋 善一郎  
電話 044-549-9072

### 定款の一部変更および全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 12 月 17 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(以下で定義いたします。)の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

また、当社は、全部取得条項付普通株式について、本日開催の取締役会で平成 22 年 3 月 1 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、当該株主の有する全部取得条項付普通株式を、平成 22 年 3 月 2 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 3,289,647 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式を交付する株主として定めることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、当社の公告の掲載方法を、日本経済新聞から官報に変更いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を変更し、A 種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ③ 上記①及び②による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。
- ④ 会社法第 171 条並びに上記①ないし③による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、全部取得条項付普通株式を有する株主様(当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。)の有する全部取得条項付普通株式の全部を取得し、これと引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、A 種種類株式 3,289,647 分の 1 株の割合を

もって交付します。

- ⑤ 上記①ないし③による変更後の当社定款第 10 条におきましては、多数の株主様に対する株主総会の招集手続に係る事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、上記④の手続が実施された場合、当社は、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス・インク及びティーアールユー・ジャパン・ホールディングス 2・エルエルシーのみを株主様とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、同条を削除し、条数の繰り上げ等の調整を行います。

## II. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

### 1. 公告方法の変更に係る定款一部変更の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

公告方法の変更に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「公告の方法に係る定款一部変更（定款一部変更の件 1）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生

公告方法の変更に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

### 2. A 種種類株式に係る定款一部変更の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

A 種種類株式に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会における第 2 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「A 種種類株式に係る定款一部変更（定款一部変更の件 2）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生

A 種種類株式に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

### 3. 全部取得条項に係る定款一部変更の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会における第 3 号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項に係る定款一部変更（定款一部変更の件 3）」に記載のとおりです。

#### (2) 定款変更の効力発生

全部取得条項に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決により、平成 22 年 3 月 2 日に効力が発生します。

### 4. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件の承認決議

#### (1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件は、本臨時株主総会における第 4 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得決定」に記載のとおりです。

#### (2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本臨時株主総会の承認可決により、全部取得条項に係る定款一部変更の件に係る定款の効力が生ずることを条件として、平成 22 年 3 月 2 日に効力が発生します。

#### (3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、全部取得条項付普通株主様に割当てられることとなる1株未満の端数の合計数（ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス2・エルエルシーに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、基準日において全部取得条項付普通株主様が保有する全部取得条項付普通株式数に587円（ティーアールユー・ジャパン・ホールディングス2・エルエルシーによる当社株券等に対する公開買付けにおける当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 取得日

平成22年3月2日

5. 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件は、本臨時株主総会における第5号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、当社プレスリリースの「定時株主総会基準日に係る定款一部変更（定款一部変更の件4）」に記載のとおりです。

(2) 定款変更の効力発生

定時株主総会基準日に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

Ⅲ. 上場廃止の予定

本定款一部変更等の結果、当社普通株式は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当しますので、当社普通株式は、平成22年1月19日から同年2月19日までの間、整理銘柄に指定された後、同年2月20日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後はジャスダック証券取引所において取引することはできません。

Ⅳ. 全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）

全部取得条項付普通株式の取得に関する日程（予定）は以下のとおりです。

整理銘柄への指定日	平成22年1月19日（火）
全部取得条項に係る定款一部変更の通知公告	平成22年1月20日（水）
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日設定に関する通知公告	
当社普通株式にかかる株券の売買最終日	平成22年2月19日（金）
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	平成22年2月20日（土）
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成22年3月1日（月）
全部取得条項に係る定款一部変更の効力発生日	平成22年3月2日（火）
全部取得条項付普通株式全部の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	

以 上